

議案第51号

守口市地区コミュニティセンター条例案

守口市地区コミュニティセンター条例を、次のように制定する。

平成27年12月7日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市地区コミュニティセンター条例

(設置)

第1条 地域における市民の相互交流を促進し、市民の主体的な学習活動の場及び機会を提供するとともに、市民との協働により地域の特性を活かしたまちづくりを推進するため、守口市地区コミュニティセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(センターの名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(利用の承認)

第3条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を承認しないものとする。

(1) センターの利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

3 市長は、第1項の承認に、必要な条件を付することができる。

(利用の承認の取消し及び制限)

第4条 市長は、前条第1項の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段によりセンターの利用の承認を受けたとき。

(2) 他の利用者に危害を加え、又は危害を加えるおそれがあるとき。

(3) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は前条第3項の規定により付された条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(使用料)

第5条 利用者は、別表第2に掲げる使用料を前納しなければならない。

2 利用者は、附属設備、器具備品等を使用するときは、その使用料を、前項の使用料に併せて前納しなければならない。

3 前項に規定する附属設備、器具備品等の使用料の額は、規則で定める。

(使用料の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、これを還付することができる。

(特別な設備の設置等の禁止)

第8条 利用者は、特別な設備を設け、既設の施設等に変更を加え、又は据え付けられたもの以外の器具備品等を使用することができない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第9条 利用者は、利用を終了したときは、直ちに原状に復さなければならない。第4条の規定により使用の承認を取り消されたときも、同様とする。

(損害賠償)

第10条 利用者は、その利用に際し施設等を汚損し、破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、市長の承認を受けた権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要

な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(守口市立公民館条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例(次項において「旧条例」と総称する。)は、廃止する。
 - (1) 守口市立公民館条例(昭和45年守口市条例第45号)
 - (2) 守口市立教育文化会館条例(昭和45年守口市条例第46号)
 - (3) 守口市地区体育館条例(昭和56年守口市条例第16号)
(センターの使用許可に関する経過措置)
- 3 この条例の施行の日前に、旧条例の規定により施設及び附属設備の使用に係る許可(この条例の施行の日以降における使用に係るものに限る。)を受けた者は、この条例の規定によりセンターの利用の承認を受けたものとみなす。
(特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 4 特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成20年守口市条例第17号)の一部を次のように改正する。
別表公民館運営審議会委員の項を削る。

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
守口市中央コミュニティセンター	守口市京阪本通2丁目14番1号
守口市庭窪コミュニティセンター	守口市佐太中町1丁目6番45号
守口市庭窪コミュニティセンター分室	守口市金田町3丁目29番1号
守口市三郷コミュニティセンター	守口市東光町2丁目1番11号
守口市東部コミュニティセンター	守口市藤田町1丁目54番11号
守口市南部コミュニティセンター	守口市寺方元町4丁目7番6号
守口市八雲東コミュニティセンター	守口市八雲東町2丁目50番12号
守口市錦コミュニティセンター	守口市菊水通4丁目21番18号
守口市東コミュニティセンター	守口市大久保町5丁目38番14号

守口市北部コミュニティセンター	守口市淀江町6番3号
守口市西部コミュニティセンター	守口市文園町8番8号

別表第2（第5条関係）

区分		使用料 30分につき
中央コミュニティセンター	和室1	60円
	和室2	50
	第1会議室	110
	第2会議室	110
	第3会議室	150
	第1集会室	90
	第2集会室	50
	多目的室	50
	大ホール	350
	体育室半面	240
	体育室全面	480
庭窪コミュニティセンター	和室	30
	会議室	90
	料理実習室	100
	老人憩い室	110
	ホール	230
	体育室半面	210
	体育室全面	420
庭窪コミュニティセンター分室	和室	100
	会議室	100
	多目的ホール	240
三郷コミュニティセンター	和室1階	90
	和室2階	60
	会議室	130
	実習室	140
	工作室	30
	ホール	240
	体育室半面	210
	体育室全面	420
東部コミュニティセンター	和室	70
	会議室	60

	料理実習室	150
	老人憩い室	60
	講義室	110
	創作室	110
	体育室半面	190
	体育室全面	380
南部コミュニティセンター	和室	90
	会議室	60
	料理実習室	120
	老人憩い室	90
	講義室	160
	創作室	110
	体育室半面	240
	体育室全面	480
八雲東コミュニティセンター	和室	70
	会議室	110
	料理実習室	70
	体育室半面	200
	体育室全面	400
錦コミュニティセンター	和室	50
	会議室	70
	集会室	160
	料理実習室	80
	講義室	70
	小体育室	30
	体育室半面	240
	体育室全面	480
東コミュニティセンター	和室	100
	会議室 1	100
	会議室 2	100
	講義室	210
	体育室半面	190
	体育室全面	380
北部コミュニティセンター	和室	100
	会議室	100
	料理実習室	100
	老人憩い室	100

	講義室	180
	創作室	100
	体育室半面	200
	体育室全面	400
西部コミュニティセンター	和室	90
	会議室	80
	料理実習室	80
	老人憩い室	90
	講義室	160
	多目的ホール	320

備考

- 1 市民等（市の区域内に居住し、在職し、又は在学する者をいう。以下同じ。）以外の者が使用する場合における使用料は、この表に定める額の1.5倍の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）とする。
- 2 営利を目的として使用する場合における使用料は、市民等の場合にあつてはこの表に定める額の1.5倍の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）とし、市民等以外の者の場合にあつてはこの表に定める額の3倍の額とする。